

治療者カード携帯ならびに早期死亡時の剖検同意書（例）

〇〇病院 院長殿

このたび、ヨウ素 125 シード線源の永久挿入による前立腺癌治療を受けるにあたり、入院中および退院後の注意点に関して十分理解し、それを厳守することを同意いたします。また治療後 1 年間は治療者カードを携帯すること、および万一治療後 1 年以内に死亡した際には、挿入されたシード線源の放射性物質の拡散防止のため、前立腺を含めて線源を摘出（解剖）・保管する必要性に関しても併せて同意いたします。また、このような不測の事態が生じた際、昼夜を問わず関係者（家族または保証人等）は、直ちに下記連絡先に連絡し、その指示を受けることも確認いたしました。

（連絡先 〇〇病院〇〇科：xxx (xxx) xxxx 夜間：xxx (xxx) xxxx)

(西暦) 年 月 日

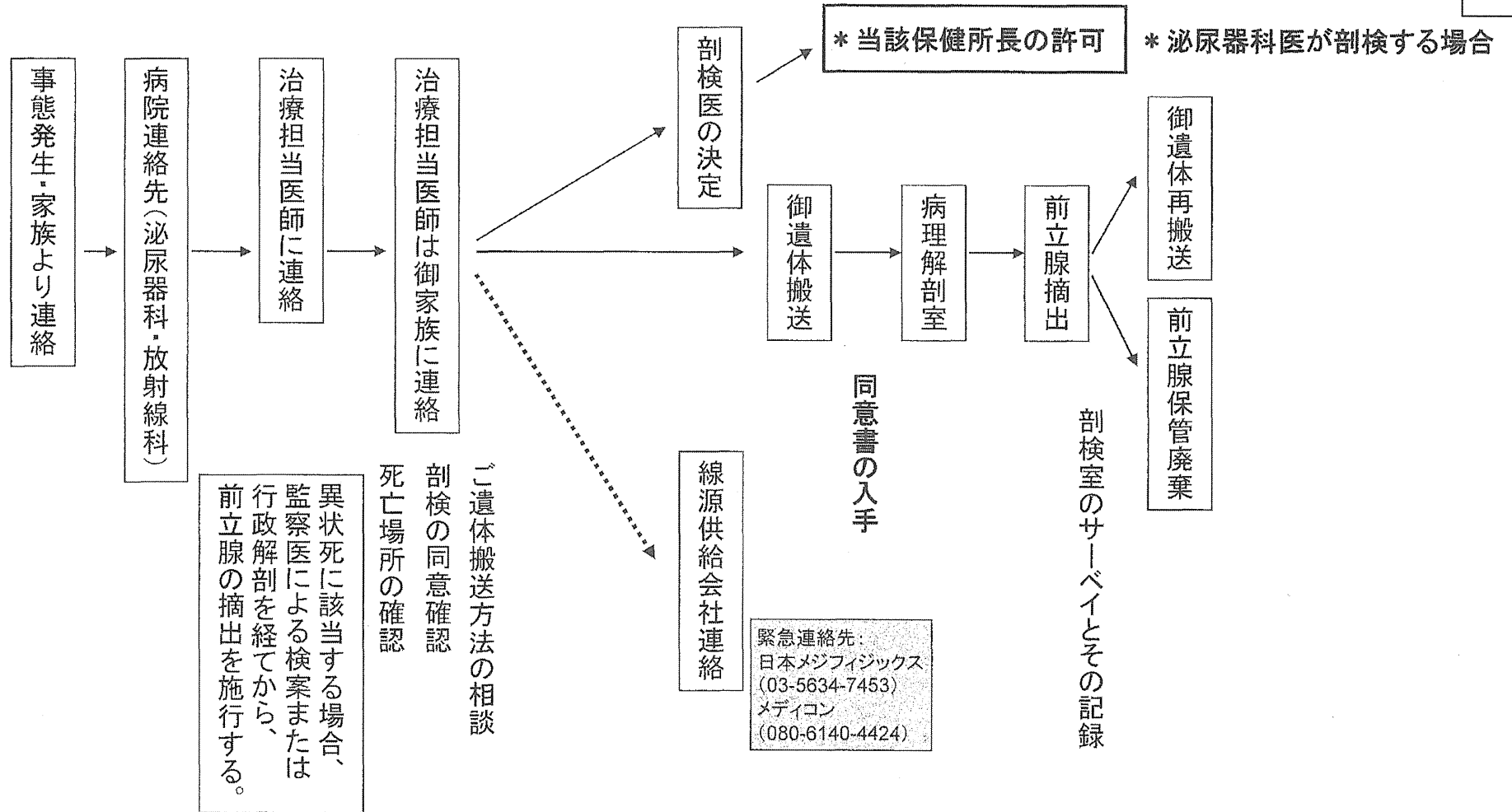
患者氏名 _____ 印（又は自署名）

関係者(保証人等)氏名 _____ 印（又は自署名） 続柄： _____

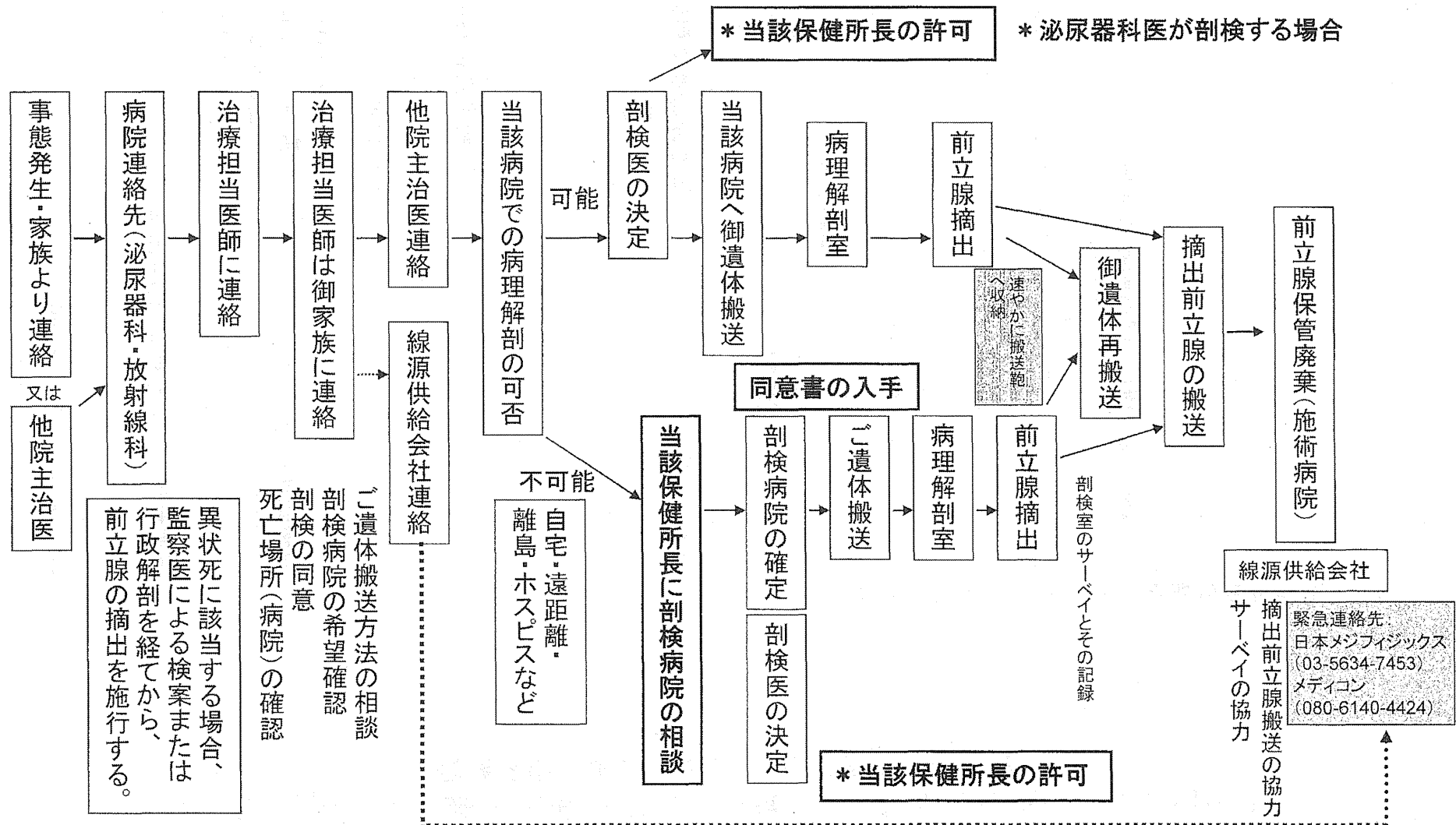
担当医師氏名 _____ 印（又は自署名）

ヨウ素125密封小線源永久挿入療法治療後1年以内の死亡例に対する対応①
 自院通院中の患者の場合(自院で剖検する場合)

参考資料 2



ヨウ素125密封小線源永久挿入療法治療後1年以内の死亡例に対する対応②
 遠方・他院死亡の場合(自院で剖検する場合は除く)



ヒヤリング施設の施設案内等

1 かわさき南部斎苑（神奈川県川崎市）

施設概要

火葬炉	12炉	
休憩室	9室	50人用
斎場(式場)	4室	200人用、100人用、50人用(2室)
霊安室	1室	遺体保管12庫
駐車場	116台	地下79台、地上37台

休苑日及び開苑時間

	火葬施設	斎場(式場)
休苑日	1月1日及び友引日	1月1日
開苑時間	午前9時から午後5時	午前9時から午後10時

※設備の保守等の関係で開苑時間を変更、または、臨時に休苑することがあります。

使用料

種別		金額		付記
		市内居住者	市外居住者	
火葬料1体		3,000円	30,000円	12歳以上
		2,000円	20,000円	12歳未満
		1,000円	10,000円	死産児
遺体保管料1体1日		1,000円	3,000円	
休憩室使用料1回		4,000円	12,000円	
南部	第1斎場使用料	80,000円	240,000円	200人用
	第2斎場使用料	40,000円	120,000円	100人用
	第3・4斎場使用料	20,000円	60,000円	50人用
北部	第1式場使用料	60,000円	180,000円	200人用
	第2式場使用料	30,000円	90,000円	100人用

※斎場(式場)の使用は、通夜及び告別式で1回になります。

※死亡された方の住所が、川崎市内の場合、市内居住者料金を適用します。

お願い事項

※かわさき南部斎苑、かわさき北部斎苑は、川崎市の施設であり、事務室職員、火葬作業員、売店職員への金品の授受を一切禁止しております。

※健康増進法により、施設内は全面禁煙となっておりますのでご協力をお願いいたします。

平成21年度からの火葬業務の件数について当初計画と各年度の実績については、次の通りです。

【かわさき南部斎苑】

項 目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	計
当初計画	4,400	4,705	5,030	5,380	5,760	25,275
実 績	4,732	5,412	5,207	5,024	4,976	25,351

【かわさき北部斎苑】

項 目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	計
当初計画	4,800	4,815	4,830	4,850	4,865	24,160
実 績	4,812	5,000	5,127	5,395	5,159	25,493

【南北斎苑合計】

項 目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	計
当初計画	9,200	9,520	9,860	10,230	10,625	49,435
実 績	9,544	10,412	10,334	10,419	10,135	50,844

2 臨海部広域斎場組合臨海斎場（東京都大田区）

臨海部広域斎場組合臨海斎場施設概要

臨海部広域斎場組合

組織区	港区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区	
設立	平成 11 年 10 月 20 日設立(地方自治法による一部事務組合)	
所管事務	火葬場及びこれに併設する葬儀式場の設置及び管理運営	
経費の支弁	地方債、使用料収入のほか、各区の負担金による	
管理者等	管理者:大田区長、副管理者:品川区長・世田谷区長、監査委員:港区長・目黒区長	
議会	議長:大田区議会議長、副議長:品川区議会議長、監査委員:目黒区議会議長 議員:港区議会議長・世田谷区議会議長	
主な経過	平成 9 年度	建設に向けて取り組みを 5 区で合意
	平成 10 年度	建設規模等を 5 区で合意
	平成 11 年度	5 区区議会で斎場組合規約議決。組合設立。基本計画策定。
	平成 12 年度	都市計画決定・事業認可。
	平成 13 年度	用地取得、実施設計完了。
	平成 14 年度	建設工事着工。
	平成 15 年度	建設工事竣工。外構工事竣工。
	平成 16 年 1 月	開場

施設概要

所在	東京都大田区東海 1 丁目 3 番 1 号	
開場	平成 16 年 1 月	
敷地	22,496.74 平米	
建築	鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造、2 階建、延べ床 7,599.69 平米	
火葬炉	10 基【標準炉 8 基・大型炉 2 基（標準炉 2 基増設・平成 23 年度稼働）】	
葬儀式場	4 式場（会葬者控室 4 室、遺族控室 4 室、火葬待合室 8 室）	
棺保管施設	20 棺（平成 20 年度 4 棺分増設）	
駐車場	259 台	
利用時間	午前 8 時 30 分から午後 9 時	
休館日	火葬施設	1 月 1 日から 3 日の 3 日間
	葬儀式施設	12 月 31 日午後から 1 月 3 日午前
火葬件数	年間 6,570 件（平成 25 年度 2013/04～2014/03）	

管理運営の基本方針

- 民間の知識経験の活用
- 心身障害者の支援
- 公的施設にふさわしい適正なサービス
- コストの見合う利用者負担

1 立地及び経緯

(1) 斎場設置及び建設に至る経緯

都内 23 区部に於ける火葬場は都営 1、民営 7 の火葬場があるが、死亡者数の増加が予想される中、将来的な火葬場の不足が推定され、火葬場の新設は地方公共団体にしか認められないという厚生省の指導もあり自治体の課題となっていた。

このような背景の中で、平成 9 年に港、品川、目黒、大田、世田谷の 5 区で臨海部広域斎場研究会を発足させ、調査・研究を行ってきた。

平成 10 年に 5 区の区長が都知事に対し、土地の提供若しくは土地処分の減免並びに建設及び運営に関する助成についての要望書を提出した。

この要請とは別に都港湾局と事務レベルで打合せを行っている中で、都より 3 か所の火葬場建設候補地が提示され検討の結果、現在の位置となった。

当該地域は公有水面埋立てにより都が造成した埋立地で、周辺の状況は南側に幹線道路、東側に水道局ポンプ場、物流倉庫、北側に公園、スタジアム、西側は道路、公園を挟み運河となっており住居地域とは約 1 km 離れている。

(2) 住民説明

都市計画施設であり都市計画決定手続の一環として平成 12 年 9 月 22 日に住民説明会を実施。(参加 25 名) 平成 12 年 10 月 23 日都市計画決定。

2 運営形態

○火葬業務

業務委託：簡易型総合評価方式による随意契約

○受付・案内・警備業務、施設設備管理業務

業務委託：簡易型総合評価方式による随意契約

○清掃業務

業務委託：一般競争入札による契約

3 障害者福祉の推進

売店業務

NPO 法人への行政財産無償貸付け

屋外清掃業務

社会福祉法人と業務委託

骨壺の購入

福祉工場で製作した骨壺の購入 (火葬料には骨壺も含む)

4 火葬炉について

火葬形式

台車方式

冷却方式

熱交換方式 8 炉、空気混合希釈方式 2 炉 (平成 23 年度稼働)

環境対策

再燃炉、バグフィルター、触媒

燃料

都市ガス 13A

火葬時間

1 件あたり 60～70 分 (納棺から焼骨確認までの時間、新設の火葬炉は 50～60 分)

※災害時の対策として、CNG ガスによる火葬継続用の設備及び灯油等対応バーナーの備蓄

※市立5斎場の概要及び利用状況

平成27年1月 現在

斎場名	瓜破斎場	北斎場	小林斎場	鶴見斎場	佃斎場	計	
所在地	平野区瓜破東4-4-146	北区長柄西1-7-13	大正区小林東3-12-8	鶴見区鶴見1-6-128	西淀川区佃6-4-18		
開設年月日	昭和32年4月31日	明治9年6月民営開設	大正2年6月10日	昭和8年2月4日	昭和9年3月4日		
	平成8年3月31日改修	平成13年4月1日建替	平成5年3月31日改修	平成18年11月30日建替	昭和57年3月改修		
建物構造	鉄筋コンクリート	鉄骨鉄筋コンクリート	鉄筋コンクリート	鉄筋コンクリート (一部鉄骨造)	鉄筋コンクリート		
階高	平屋建	4階建	平屋建	3階建	平屋建		
敷地面積	30,274㎡	5,790㎡	5,647㎡	4,976㎡	3,091㎡		
建床面積	5,604㎡	12,375㎡	1,292㎡	2,794㎡	772㎡		
炉数	30炉	20炉	10炉	8炉	4炉	72炉	
大型炉	15・16・17号炉(3基)	1・2・20号炉(3基)	1・2号炉(2基)	全炉(8基)	0基		
火葬件数(1日)	42件	30件	16件	12件	6件	106件	
火葬燃料	都市ガス	都市ガス	白灯油	都市ガス	白灯油		
斎場管理者	大阪市	指定管理者					
人員	事務職					4名	
	技能職	17名					
火葬件数	21年度	11,325	7,828	4,942	3,342	1,275	28,712
	22年度	10,877	8,974	3,671	3,620	1,862	29,004
	23年度	11,874	8,910	4,959	3,690	1,643	31,076
	24年度	12,430	8,547	5,132	3,445	1,716	31,270
	25年度	12,691	9,105	5,214	3,355	1,759	32,124

副葬品についてのお願い

本市立斎場をご利用の皆様には、日ごろから斎場業務の運営に格別のご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、ご遺族の方が棺の中にお納めになる副葬品につきましては、火葬の際に障害となるものはお入れにならないよう、かねてからお願いいたしておりますが、近年の生活様式の多様化に伴って、副葬品のなかには、様々な不燃物や危険性のあるものが入っている場合があります。そのような副葬品が原因で、設備の損傷など火葬業務に支障をきたすことがあり、また、燃焼した副葬品が、環境汚染につながる場合もあります。

つきましては、事情をご理解いただき、次の品は副葬品として、棺にお入れにならないようご協力お願い申し上げます。

記

◆ 環境汚染、焼骨の損傷につながるもの

- ◎ プラスチック製品 (人形等)

◆ 溶解し設備や焼骨に付着するもの

- ◎ ガラス製品 (ビン類、ガラス細工品等)
- ◎ 金属製品 (金属製のつえ、めがね、貴金属等)
- ◎ カーボン類 (ゴルフのクラブ、釣りざお等)

◆ 爆発の危険性があり、設備などを損傷するおそれのあるもの

- ◎ スプレー類、ライター、電池、缶類(缶詰)等

◆ 燃えないもの、または燃えにくいもの (火葬時間の延長につながるもの)

- ◎ 布団類、書籍、果物、ドライアイス等

◆ その他 ペースメーカーがご遺体に埋め込まれている場合は、必ず事前に斎場事務所へご連絡ください。

斎場使用申込書

指定管理者

平成 年 月 日

おおさか斎苑管理グループ

次のとおり使用を申込みます。

使用 者	住 所			
	氏 名			
死 亡 者	住 所	市内	区	市外 市
	氏 名	(ペースメーカー) 有・無		
使用 の 種 別	火 葬 { 10歳以上・10歳未満・死産児 } (大人) (小人)			
	死 体 預 り			
入 場 日 時	平成 年 月 日 午 前後 時 分			
遺 骨	要 不要			
取扱者屋号氏名				

使用料	火葬料	円	場 長	現金収納員	受付員
	死体預料	円			

4 京都市中央斎場（京都府京都市）

謹んで故人の御冥福をお祈り申し上げます。
京都市中央斎場の御利用につきましては、次の事項について御協力をお願いいたします。

記

1 受付時間

午前10時から午後4時30分まで

2 利用申込

斎場の御利用に際しましては、以下のものを御用意願います。

- (1) 京都市中央斎場使用許可申請書（各区役所，支所の市民窓口課受付窓口および中央斎場受付窓口にあります。）
- (2) 埋火葬許可証
- (3) 使用料金

なお、死亡時刻から24時間経過後でなければ火葬することはできません。（ただし、妊娠7箇月に満たない死産のときはこの限りではありません。）

3 休場日

1月1日及び毎月3回（不定休）

4 供 車

以下の台数以内での御協力をお願いいたします。

乗用車	3台
マイクロバス御利用のとき	マイクロバスと乗用車 各1台

5 告別ホール

告別ホールでのお別れは、できるだけ速やかに行われますようお願いいたします。

なお、受付順に御利用いただきますが、時間帯によりお待ちいただく場合があります。

6 待合室

待合室には限度がありますので、収骨待ちの御遺族の方は**10名以内**でお願いいたします。

7 副葬品

棺の中に次の品物などを入れないでください。

石 油 製 品	おもちゃ，人形などのプラスチック製品，発泡スチロールなど
危 険 物	スプレー，ガスライター，電池，酒パック，缶類など爆発性のあるもの
ガ ラ ス 製 品	メガネ，酒瓶，ビン類など
燃えにくいもの	布団，毛布，書籍，果物，陶器類，電化製品，金属製品など
不 燃 物	釣竿，杖，ゴルフクラブなどのグラスファイバー製品，カーボン製品，義手，義足など

(注) 副葬品を入れられますと火葬に悪影響を及ぼす可能性がありますので，絶対に入れないよう御協力願います。

8 お願い

- (1) 告別ホールや炉前ホールでのお別れに際し，酒や水をまかれますと，施設を損傷し，他の御遺族の御迷惑にもなりますので絶対に止めてください。
- (2) 御遺体に**心臓のペースメーカー**，**義手**，**義足**を装着しておられる場合は，事前にその旨葬祭業者または斎場職員にお知らせ願います。
- (3) 場内での**写真撮影**(携帯電話による撮影も含む)は禁止しております。
- (4) 場内では指定場所以外は**禁煙**となっております。
- (5) 場内での弁当，アルコール類の**飲食は御遠慮**いただきますようお願いいたします。

9 その他

- ◇ 職員に対する**心付けなどは不要**です。
- ◇ なお，施設の御利用につきましては，掲示や係員の指示にしたがっていただきますようお願いいたします。

現在，中央斎場では，待合スペースの拡充やレストランの設置に向けた整備工事を行っています(平成27年度末まで)。工事期間中は御不便，御迷惑をお掛けいたしますが，御理解のほど，よろしくようお願いいたします。

